

2025 年 10 月 23 日

各 位

会社名	株式会社リミックスポイント		
代表者名	代表取締役社長 CEO	高橋	由彦
	(コード番号：3825)		
問合せ先	経営企画部長	馬門	沙弓
	(TEL：03-6303-0280)		

新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、社外協力者に対し、ストックオプションとして第 27 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます）を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

本新株予約権は、中長期的な当社グループの企業価値の増大を目指すにあたり、より一層の貢献意欲及び士気を向上させ、当社との結束力をさらに高めることを目的として、暗号資産業界の有識者である当社の社外協力者に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

また、本新株予約権は、「II. 新株予約権の発行要領 7. 本新株予約権の内容（4）新株予約権の行使の条件」に記載のとおり、本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）は、本新株予約権の行使期間中に当社の普通株式の取引終値が一度でも 899 円（以下「行使条件価額」といいます。）以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できますが、他方で、本新株予約権の行使期間中に当社の普通株式の取引終値が 200 円（以下「行使不能価額」といいます。）を下回った場合には、残存する本新株予約権は消滅し権利行使できない内容となっています。

本新株予約権の行使条件価額として設定した 899 円は、当社グループが目指すべき企業価値及び時価総額を勘案した当面の目標株価であり、本新株予約権の行使不能価額となる株価として設定した 200 円は、当社が上場企業として最低限維持すべき企業価値及び時価総額を勘案した株価となっております。

このように、本新株予約権の行使の条件として、株価に関する条件を盛り込むことにより、社外協力者に対して、当社グループが目指すべき企業価値の向上による当社株価の上昇へのインセンティブを付与することを目的として、有償で新株予約権を発行するものであります。また、社外協力者の当社事業への更なる貢献及び協力を通じて、目標株価の達成が促されることにより、当社の企業価値・株主価値の向上に資することとなり、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと認識しております。

なお、本新株予約権が全て行使された場合、2025 年 10 月 22 日現在の発行済株式総数である 149,039,800 株に対して最大で約 0.03%の希薄化が生じますが、上記のとおり、本新株予約権の発行は、当社の企業価値・株主価値の向上に資することとなり、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社リミックスポイント 第 27 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の発行総数

500 個

※上記総数は割当予定数であり、引受の申込がなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少した場合には、実際に割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

3. 本新株予約権 1 個と引換えに払い込む金銭の額

本新株予約権 1 個当たり 金 264 円

なお、当該金額は、当社及び割当予定先から独立した第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役 山本顕三）が、当社の株価情報等を考慮し、将来の業績の確率分布を基に標準正規乱数を繰り返し発生させることにより、株価による行使条件の達成確率が評価額に与える影響を加味した上で、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した評価額（株価 310 円、権利行使価額 310 円、ボラティリティ 80.4%、権利行使期間（2025 年 12 月 15 日～2028 年 12 月 14 日）、リスクフリーレート 1.0%、配当率 0%、株価による権利行使条件等）を参考に、当該評価額と同額に決定したものである。

なお、当社監査役を代表して田雑監査役から、出席監査役 2 名全員の意見として、本新株予約権の払込金額は、上記第三者機関による算定結果に照らし、割当予定先に特に有利な発行価額に該当せず、適法である旨の意見の表明がなされた。

4. 申込期日

2025 年 11 月 4 日（火）

5. 本新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

2025 年 11 月 10 日（月）

6. 本新株予約権の割当日

2025 年 11 月 10 日（月）

7. 本新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。ただし、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、以下の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$

また、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付（以上を総称して「合併等」という。）を行う場合、当社が時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

（2）新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価額）

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個当たりの価額は、次により決定される本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に、上記（1）に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は金 310 円とする。ただし、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、以下の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数を切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$
--

また、当社が合併等を行う場合、当社が時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

（３）新株予約権の権利行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2025年12月15日から2028年12月14日とする。ただし、2028年12月14日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日までの期間とする。

（４）新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使の時点において、当社の社外協力者の地位（以下「権利行使資格」という。）にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当社が認める正当な事由により権利行使資格を喪失した場合は、この限りではない。
- ② 上記①の規定に係わらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- ③ 本新株予約権者は、以下（i）から（iii）に掲げる事由の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - （i）当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社を意味する。以下同じ。）と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又はその関係会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - （ii）禁錮又は拘禁以上の刑に処された場合
 - （iii）当社又はその関係会社の社会的信用を害する行為、その他当社又はその関係会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
- ④ 本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも899円以上となった場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。
- ⑤ 本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が200円を下回った場合には、下回った日以降、残存する本新株予約権は消滅するものとする。

（５）新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 本新株予約権の行使により、株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により、株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（６）新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

- ① 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収合併についての吸収分割契約、新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約、若しくは当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）、又は当社が子会社となる株式交付についての株式交付親会社の定める株式交付計画が、当該親会社の株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当該親会社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 本新株予約権者が、上記第（４）号の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 本新株予約権者がその保有する本新株予約権者の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を１個当たり無償で取得することができる。
- ④ 当社が会社法第 171 条第 1 項に基づき、全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、「組織再編行為等」という。）をする場合において、組織再編行為等の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ。）において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記第（１）号に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為等の条件等を勘案の上、上記第（２）号に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記第（３）号に定める行使期間の開始日と組織再編行為等の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記第（３）号に定める行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件

上記第（４）に準じて決定する。

- ⑦ 新株予約権の行使により、株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記第（６）号に準じて決定する。

- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

- ⑨ 新株予約権の取得条項

上記（８）号に準じて決定する。

- ⑩ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本第（９）号に準じて決定する。

- ⑪ 新株予約権を行使した際に生ずる１株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（９） 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１０） 本新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

Ⅲ．割当予定先の選定理由等

１．割当予定先の概要

割当予定先の概要	社外協力者 １名	
氏名	－	
住所	－	
職業の内容	会社役員	
当社と割当予定先の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社の社外協力者であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	事業戦略立案等に係るコンサルティング契約を締結しております。

（注）当該社外協力者の個別の氏名等を開示することは、社外協力者の業務に支障をきたす恐れがあるため、記載を省略させていただいております。

また、当社は、割当予定先が反社会的勢力等でないこと及び反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを調査会社である株式会社 TMR（東京都千代田区神田錦町１丁目１９番１号 代表取締役 高橋新治）に調査を依頼し調査報告書を受領しました。当社としては、当該報告書を確認した結果、反社会的勢力等の関わりはないものと考えております。これにより、当社は、割当予定先が反社会的勢力等ではないこと及び反社会的勢力等とは何らの関係を有していないと判断しております。なお、当社は、「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」を東京証券取引所に提出しております。

２．割当予定先の選定理由

本新株予約権は、中長期的な当社グループの企業価値の増大を目指すにあたり、社外協力者に対して、当社株価の上昇へのインセンティブを付与することを目的としております。

割当予定先である社外協力者は、暗号資産業界に精通しているだけでなく、公認会計士として財務

面でのコンサルティング力を有していることから、当社グループの企業価値の増大を目指すにあたり、その貢献度は非常に高いものと認識しております。今後、当該社外協力者の中長期的な当社グループへの貢献意欲及び士気を向上させるため、割当予定先を選定するものであります。

3. 割当予定先の保有方針

当社は、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、割当予定先との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となっております。

4. 割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先に対して、割当予定先の本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の権利行使に係る資金に関して支障がない旨を口頭により確認をしております。

以 上